

滋賀県告示第 324 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業（同令第72条第1項第3号に規定する手繰第3種漁業に限る。）の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年7月10日から施行する。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業（貝びき網漁業）	7隻以下	5トン以下	127キロワット以下	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。）	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和8年7月10日から令和8年8月10日まで